

答申第164号
平成16年6月 7日

千葉県知事
堂本 晓子 様

千葉県情報公開審査会
委員長 大田 洋介

異議申立てに対する決定について（答申）
平成9年12月8日付け高第465号による下記の諮問について、次のとおり答申します。

記

平成9年10月19日付けで異議申立人から提起された平成9年8月20日付け高第308号の1で行った公文書部分公開決定に係る異議申立てに対する決定について

諮詢第116号

答 申

1 審査会の結論

千葉県知事（以下「実施機関」という。）の決定は妥当である。

2 異議申立ての主張要旨

(1) 異議申立ての趣旨

異議申立ての趣旨は、実施機関が、平成9年8月20日付け高第308号の1で行った公文書部分公開決定（以下「本件決定」という。）の取消しを求めるというものである。

(2) 異議申立ての理由

異議申立ての理由を要約すると、次のとおりである。

本件異議申立ての対象となっているのは、高齢者福祉課職員に係る平成8年6月分の時間外勤務等命令簿（以下「本件文書」という。）であるが、公文書公開制度の趣旨から考えて、プライバシーに含まれない情報及び業務上の情報については、公開しなければならないとの判決（大阪地裁平成4年（行ウ）第47号大阪地裁）が出されている。

実施機関は「本件文書とこの事件とは、その性格が根本的に異なるものである。」と説明するが、根本的に異なる理由を説明していない。

本件文書は、この判決と同様の理由により、個人に関する情報であっても、プライバシーに含まれない情報及び業務上の情報は公開しなければならないものである。

また、県が「特定個人が識別され、又は識別され得る情報を公開しない。」という事であれば、住民は地方公共団体の職員に対し、住民監査請求で必要な措置を求める事や住民訴訟の被告とすることが、かなり難しくなってしまうものである。

住民によるこれらの行為を保証するためにも、個人に関する情報であっても、プライバシーに含まれない情報及び業務上の情報は公開すべきである。

3 実施機関の説明要旨

実施機関の説明は、おおむね次のとおりである。

(1) 公文書の内容について

本件文書には、高齢者福祉課職員に係る平成8年6月分の時間外勤務等命令簿である。

時間外勤務等命令簿は、千葉県処務規程第60条の規定により様式が定められており、職員一人につき一枚の書式に、月を単位として、職員の時間外勤務に関する状況が表示されているものである。

具体的には、職員が時間外勤務を命じられその命令を受領したときには自ら押印し、併せてその命令用務、命令日、命令時間が記載されるとともに、職員の給与額等を定める職員の現に有している級及び号給、手当支給額及びその支払予算の款名、項名、目名が明記され、時間外勤務命令簿上に整理されている。

このように、時間外勤務等命令簿には、職員の氏名及び職名、職員の現に有している級及び号給、手当支給額など職員の個人に関する情報であり、かつ個人が識別され、又は識別され得るものが記載されているほか、給料表の種類などの公表されている情報と、時間外勤務等の状況を表した公務に関する情報とが混在し記載されている。

(2) 旧千葉県公文書公開条例（以下「旧条例」という。）第11条第2号該当性について

本件文書は、前述のとおり時間外勤務の命令及び受領の状況、その具体的な用務、命令日、命令、時間、職員の給与額等を定める職員の現に有している級及び号給、支給された時間外勤務等の手当額、支払予算が明らかにされているものである。

これらの情報のうち、氏名、命令の受領に伴う印影及び級・号給については、明らかに、個人に関する情報であり、個人が識別され得る情報であるとともに、職名の一部については、これが公開されることにより千葉県が発行し公表されている千葉県職員録から特定個人が推測できるものとして、非公開としたものである。

また、時間外勤務等命令簿は、法令等の規定により何人でも閲覧することができるものではないこと等から旧条例第11条第2号ただし書のいずれにも該当しないものである。

(3) 部分公開の理由について

本件文書は、前述の非公開部分と併せて職務命令その他の具体的な用務内容など公務に関する部分も相当量記載されている。これらの部分は、時間外勤務等命令簿の主要な部分でもあり、非公開部分と容易にかつ、請求者の請求の趣旨を損なわない程度に分離可能な情報として、それぞれ整理されていることから、原則公開の旧条例の精神に照らし、請求の趣旨を尊

重し、旧条例第12条の規定により部分公開としたものである。

(4) 異議申立人の主張について

異議申立人は、「個人に関する情報であってもプライバシーに含まれない情報及び業務上の情報は、旧条例第11条第2号に該当しない。」ことを理由として、異議を申し立てたところである。

しかしながら、同条例は個人に関する情報であって、特定個人が識別され、又は識別され得るもので、ただし書に定める情報を除いて公開しないことができるとしたものである。

この公文書公開制度は、県民の県政に対する理解と信頼を深め、県政の公正な運営を図り、県民の県政への参加を促進するため、旧条例の制定により創設されたものであり、旧条例第3条前段において、実施機関に対し県民に公文書を公開請求する権利を十分尊重して解釈・運用することを求め、一方、同条後段においては個人に関する情報がみだりに公にさらされることのないよう最大限の配慮を求めている。

さらに、第11条においては、公文書の公開請求をしようとする者の権利と、請求された公文書に記載されている個人等の権利利益及び公益との調和を図るため、原則公開の例外として公開しないことができる公文書を規定し、公文書公開に一定の制限を加えているものである。

したがって、本件文書は、前述したように、一枚の書式に職員個々の時間外勤務等の命令の状況などの公務に関する情報と、職員の氏名等個人に関する情報であり、特定個人が識別され、又は識別され得る情報が混在一体となって記録されているものであるが、基本的人権と個人の尊厳を守る立場と原則公開の趣旨との調和を図り請求者の請求の趣旨を尊重し、旧条例第12条の規定により部分公開をしたものであり、異議申立人の主張は当を得ないものである。

異議申立人の主張は、大阪地裁における判決を参考に公開を求めているものと思われるが、本件文書とこの事件とはその性格が根本的に異なるものである。

4 審査会の判断

当審査会は、異議申立人の主張及び実施機関の説明並びに本件文書をもとに審査した結果、以下のように判断する。

(1) 本件文書について

本件文書の性格及び記載されている情報の内容は3 実施機関の説明要旨 (1)のとおりである。

実施機関は、本件文書に記載された情報のうち、職員の氏名、勤務者印の印影、級・号給の記載及び一部職員の職名が旧条例第11条第2号に該当するとして、当該情報を非公開とした。

(2) 旧条例第11条第2号該当性について

当審査会は、本件文書に記載された情報についての非公開事由該当性を検討し、その上で、本件決定の妥当性について判断するものとする。

ア 基本的な考え方

(ア) 旧条例は県政に対する県民の理解と信頼を深め、県政の公正な運営の確保と県民参加による行政の一層の推進を図ることを目的とし、そのため県民に公文書の公開を請求する権利を明らかにすることとしており（第1条）、実施機関に対し、個人に関する情報の保護について最大限の配慮をしつつも、公文書の公開を請求する県民の権利を十分尊重して旧条例を解釈運用する責務を負わせている（第3条）。

このように、旧条例は、県の県政に関する情報を広く県民に公開することを目的として定められたものであるところ、県の県政に関する情報の大部分は、公務員の職務に関する情報ということができる。そうすると、旧条例が、公務員の職務に関する情報が、公務員個人の社会的活動としての側面を有することを理由に、それらが記載されている公文書をすべて非公開とすることができるものとしているとは解しがたい。

(イ) 本件文書は、職員が正規の勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた場合に、その命令に関する所要事項を記載する時間外勤務命令簿であり、職員の職務に関する情報が記録された公文書である。

上記(ア)の考え方立脚して判断すれば、これらに記録されている情報のうち、職員の私事に関する情報以外の情報は、本号の非公開情報に当たらないというべきである。

イ 情報の性質からの具体的な判断

(ア) 給料表の種類欄及び級・号給欄の情報について

職員に係るこれらの情報は、時間外勤務の内容を成すものではなく、時間外手当の算定の前提とするものであり、職員の氏名欄の記載と一体として職員の私事に関する情報そのものを成すものであるので、本号の非公開情報に当たるものと認められる。

(イ) 手当支給額について

手当支給額については、手当収入の多寡を示すものであり、また、時間数で除することにより明らかになる手当単価からは、人事委員会規則等に従って逆算することにより、当該職員の給与月額が算出できるもの

である。

したがって、この情報は、職員の氏名欄の記載と一体として、職員の私事に関する情報そのものを成すものであり、本号の非公開情報に当たるものと認められる。

(ウ) その他の情報について

上記(ア)及び(イ)以外の情報は、いずれも職務遂行に関する情報であり、職員の私事に関する情報を含むものとは認められない。

なお、職員の氏名欄の記載については、私事に関する情報とそれ以外の情報との共通の内容となっているものであるが、それ自体に私事に関する情報を含むものではない。

ウ 本件決定の内容からの判断

上記イで検討したとおり、本件文書に記録された情報のうち、イ(ア)及び(イ)の情報は、氏名欄の記載と一体として職員の私事に関する情報であり、旧条例第11条第2号の非公開情報として公開しないことができる情報である。

また、これらの情報は、他の情報と容易に、かつ公開の趣旨を損なわない程度に分離することが可能なものである。

したがって、本来の情報の性質に沿って判断すれば、部分公開の内容は、イ(ア)及び(イ)の情報を非公開とし、氏名等の情報を非公開事由に該当しないものとして、公開することが適当であったとも認められるところである。

実施機関は、本件決定において、特定の職員が識別される情報として、氏名、勤務者印影、職名等を非公開とし、給料表の種類欄の記載及び手当支給額を公開している。

本件決定の内容を踏まえて判断すると、すでに公開されている情報に加えて、実施機関が非公開とした情報を公開した場合には、特定職員の私事に関する情報である手当収入の多寡や給与月額が明らかになるものであることから、職員氏名や勤務者印影の情報は、本号の非公開情報に該当するものと認められる。

そして、実施機関が、氏名以外で非公開とした、一部職員の職名や給与の級・号給に係る情報も、職員録等他の情報と照合することにより、特定の職員が識別され得るものと認められることから、これらの情報についても、本号の非公開情報に該当するものと認められる。

(3) 附 言

実施機関の判断は、職員に関する情報のうち、特定の個人が識別される

部分を非公開とし、それ以外の情報を、特定個人を識別するものではないとして旧条例第12条の規定により部分公開したものであるから、妥当を欠く決定であるとまでは認められないが、記載された情報の性質から判断すれば、上記(2)ウに述べた部分公開の方法が適当であったとも考えられるところである。

実施機関においては、今後、非公開情報の該当性の判断に当たっては、情報の性質等を考慮のうえ、さらに十分な検討が求められるところである。

- (4) 実施機関が非公開とした情報は、すでに公開されている情報と一体として、旧条例第11条第2号の非公開情報に該当するので、実施機関の決定は妥当である。

別 紙

審 査 会 の 処 理 経 過

年 月 日	処 理 内 容
9. 12. 8	諮問書の受理
10. 1. 27	実施機関の理由説明書の受理
10. 3. 3	異議申立人の意見書受理
10. 7. 22	審議
13. 1. 31	審議 実施機関から非公開理由の聴取
16. 5. 28	審議

(参考)

千葉県情報公開審査会第1部会

氏 名	職 業 等	備 考
大 田 洋 介	首都圏新都市鉄道（株）常務取締役 城西国際大学非常勤講師	部会長
大 友 道 明	弁護士	
瀧 上 信 光	千葉商科大学教授	部会長職務 代理者
横 山 清 美	環境パートナーシップちばアドバイザー	

(五十音順：平成16年 5月28日現在)